



自転車の安全利用を推進するホームページ

しょうがくせい ほごしゃ みな
小学生・保護者の皆さんへ

>>> 自転車も取締りの対象です

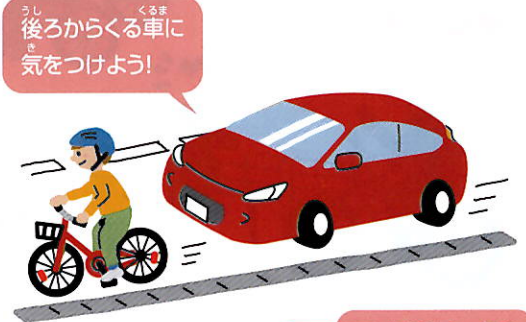
自転車に安全に乗っているかな？



こゝろ 転んだときや、ぶつかったとき、ヘルメットをかぶっていると、頭を守ってくれます。

ヘルメットをかぶりましょう。

おとな いっしょ 大人と一緒にいすの高さやブレーキの確認をしましょう。



うし 後ろからくる車に気をつけよう！

ほどう 歩道がないところは、道路の左側を走りましょう。

止まれ STOP このマークのあるところでは止まって周りの安全を確認めよう。



LOCK!

かえ 帰ってきたら自転車に鍵をかけましょう。

ゴール

スタート

守っていることの
✓をつけよう！
いくつかできているかな？

自転車に乗って、 おつかいに 行ってみよう

いち して いし 一時停止と安全確認を
あん ぜん かく にん 忘れないうで。



さ づう み ぎ り う し 左右、右後ろの安全を確認しよう！

こう さ 点 交差点では曲がってくる自動車に気をつけましょう。



う ん て ん し ゅ 運転手さん見てるかな？

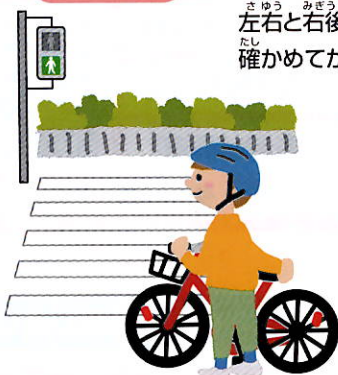
しん 号 号 信号を守って、青になったら、左右と右後ろの安全を確認してから渡りましょう。

み と お 見通しの悪い交差点では必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

お 店 に 到 着 ！ 自転車は決められた場所に置きましょう。



ほ どう 歩道は歩行者に気をつけて車道寄りをゆっくり走ろう。



と 飛 び 出 し 飛び出しに注意！



か 買 物 が 終わった！ 帰り道も気をつけよう！



これはダメ ぜったいやめよう! やめさせよう!



スマートフォンなどの
画面を見ながら
運転すること

ならはし
並んで走ること
ふたりの
二人乗りをすること

イヤホン・ヘッドホン等を
使用して、まわりの音が
聞こえない状態で
運転すること



かささ
かさを差して
運転すること



保護者の方へ

ヘルメットをかぶりましょう

- 自転車に乗るすべての人はヘルメットの着用が努力義務です。(道路交通法第63条の11)(東京都自転車安全利用条例第19条)
- 自転車死亡事故の約65%が頭部に致命傷を受けています。*警視庁の統計(令和元年~令和5年)



自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等*に加入している必要があります!!

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

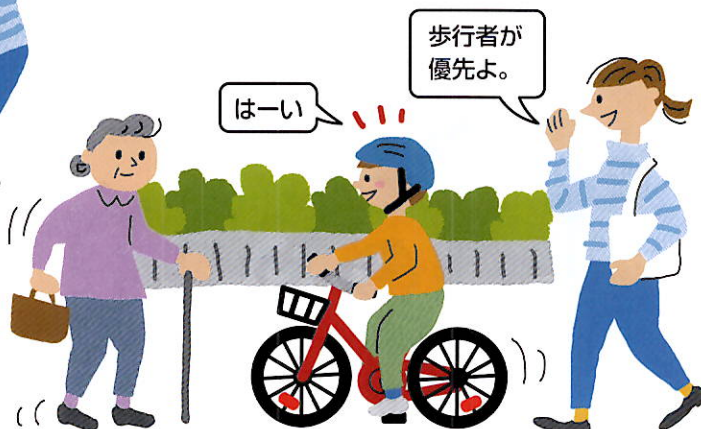
*自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

- 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等*に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)
- 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等*に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加入している保険等に補償が付帯している場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店等にお問い合わせください。

自転車側が加害者になった賠償責任の例

小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じました。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)



子どもにルールを教えましょう

- 保護者の方は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用できるよう、必要な技能や知識を習得させるよう努めなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第15条第1項)

親子で
楽しくルール
を学ぼう!

自転車のルール・マナーをもっと詳しく学びたい方は… 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」

アニメーション・CGで分かりやすく解説!

自転車走行のバーチャル体験が可能!

試験で合格証ゲット! 各種特典有!

スマホ・タブレットで利用可能! ダウンロードはこちら▲



自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(本文中は「東京都自転車安全利用条例」と表記)では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。

令和7年3月発行 自転車安全利用普及啓発リーフレット
編集発行 東京都 お問い合わせ 電話 03-5388-3123

自転車ヘルメットの
大切さを動画でチェック!
「ヘルメットOK? かぶってGO!」

